

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成28年12月12日（月曜日）

厚生文教委員会

日時 平成28年12月12日（月曜日）午後 1 時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 市民福祉部、健康医療部、教育委員会

第177号議案	「質疑・討論・採決」
第178号議案	「質疑・討論・採決」
第179号議案	「質疑・討論・採決」
第180号議案	「質疑・討論・採決」
第181号議案	「質疑・討論・採決」
第182号議案	「質疑・討論・採決」
第183号議案	「質疑・討論・採決」
第184号議案	「質疑・討論・採決」
第185号議案	「質疑・討論・採決」
第186号議案	「質疑・討論・採決」

2 陳情の審査

(1) 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

「質疑・討論・採決」

(2) 国に対して「保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書」の提出を求める陳情書

「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	山崎祐一	副委員長	小野田直美	
委員	浅尾洋平	長田共永	鈴木達雄	鈴木眞澄
議長	下江洋行			

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市民福祉部、健康医療部、教育委員会の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 伊田成行 書記 菅谷亜実

開 会 午後 1 時30分

○山崎祐一委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、9日の本会議において、本委員会に付託されました第177号議案から第186号議案までの10議案並びに議長から送付されました陳情2件について審査いたします。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第177号議案 新城市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第177号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第177号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第178号議案 新城市障害者医療費の支給に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、伺いたいと思うんですけど、この本条例に、改正に至った経緯、また改正した内容で市民サービスの福祉向上という地方自治法の本質からの観点から、この条例改正によってですね、福祉の向上という点で効果とか影響とか、そういったものが

がわかったら伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 今回の改正につきましては、精神障害者の医療費助成の方向について、現行、償還払いということで、一度、医療機関でお支払いをしていただいて、それでその後、市役所に来ていただいて領収書等必要書類を添付していただいて、振り込むという形を取っております。

今回改正によって、今まで身体障害者の方とか知的障害者の方に交付しております障害者医療費の受給者証というものを交付することによって医療機関の窓口での負担がなくなりますので、受給者の一時的な医療費の負担とか、医療費の償還に係る手続等が解消されますので、その点で福祉の向上ということであろうっております。

以上です。

○山崎祐一委員長 どうぞ。

○浅尾洋平委員 非常に手間がこう省けてと言うか、利用者にとってはすごくいい条例改正になっているんじゃないかなって私自身も今の説明を聞いて思いましたが、この条例改正でも対象者の規模がわかったら、大体どのぐらいの方が対象者になりますよというものがもしもわかったら教えていただきたいと思っています。

○山崎祐一委員長 保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 今回の改正は、精神障害者の保健福祉手帳1級、2級の方でありますので、11月末現在で265名。

ただ、この中に65歳以上の方で後期高齢に移行されてる方とか、他の福祉医療制度、例えば今、例えば身体障害をお持ちの方とか、手帳をお持ちの方がいますので、手帳を持ってる方としては265名が適用ですが、障害者医療等で、現行の障害者医療などで適用除外になる方もみえますので、それよりか少ない形になります。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありません

か。

鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 医療費、受給者証を交付されるということですが、これは、手続上、本人が申し出をするか、こちらから郵送してそういう手続をされるという、受給者証の授与のときは。

○山崎祐一委員長 城所医療保険課長。

○城所克巳保険医療課長 広報紙とかホームページでの掲載は予定しております。

それと、手帳をお持ちの方には別個に通知することを考えております。

ですので、3月末までには受給者証が届き、4月1日以降使えるような形で考えております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第178号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第178号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第179号議案 新都市国民健康保険税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、1点お聞かせいただきたいと思います。この条例の改正理由の中で、国民健康保険税の所得割額の算定及び

軽減判定に用いる総所得金額等に特例適用利子等の額または特例適用配当等の額を含めるためと書いてあるんですが、これが対象となる市民の税金の負担としては、結局軽減されるのか、されないのか、わかったら伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 今回の改正は、所得割を判定する所得とか、軽減判定で基準より多いか少ないかという判定をする所得に含めるということになりますので、もし対象の方がみえれば、所得としてはふえます。

ただ、現実には、今回改正の内容としては、台湾に所在する投資事業組合に参加して、その団体を通じて得た所得というものが対象になりますので、本市では影響はない。対象者はいないのではないかとこのように考えております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第179号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第179号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第180号議案 新都市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

んか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、1点お聞かせいたただきたいんですが、この議案は通所介護の提供に関する情報、また記録を5年間保存するという内容だと思うんですが、こうしたこのような情報、記録の保存を5年間だよというふうに定めるに至った経過とか背景とか、そういったことがわかったら伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 居澤介護保険課長。

○居澤正典介護保険課長 今回、条例改正をお願いいたしまして、5年間にするというところでございますが、省令のほうでは、2年間という定めでございます。

今回5年間とさせていただく理由といたしましては、介護保険給付費等の、過誤納請求、間違った請求があった場合、5年前までさかのぼって返還をする必要がありますので、今回、地域密着型通所介護施設における記録の保存期間につきましても、省令の2年間ではなく、5年間として、返還請求があった場合の対応を可能としたものでございます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第180号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第180号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第181号議案 新城市看護師修学資金貸与条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 1点済みません、これももちろん市内に限定されて、当然いろんな議論があるとは思いますが、例えば奥三河という、連携を考えて、要は看護師さんも非常に不足しとるということで、例えば東栄病院だとか、公立の病院だったら、せっかくこちらまで来て、穂の香にね、入学されて、就職するなら、そういった考えっていうのは、税金のことがあるもので、一概には言えないと思う。そういったところは考えられるのかという点、お願いしたいと思います。

○山崎祐一委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 新城と北設楽郡とでは、東三河北部医療圏地域医療対策協議会というのを組織いたしまして、この地域全体の医療資源の確保等についても話し合いを行っております。

そうした中で、市町村におかれましては、それぞれに独自のこうした本市が持っているような制度を持っておりまして、東栄町さんにおかれましては、特に東栄病院を抱えておられますので、看護師修学資金につきましては、1月15万円、最高15万円の貸与であったりとか、あるいは今年度新たにできたものですけれども、就職支度金制度というものを東栄町はお持ちになられまして、就職されまして300万円の支度金をお支払いになられるということで、制度的には充実しております。

一方で、穂の香看護専門学校との情報交換につきましては、どうしても遠方のため弱いところありますので、こちらが事務局といたしまして、そうした北設の状況を御案内しながら、できるだけあちらのほうの看護師確保にも協力したいというふうに考えて進めております。

○山崎祐一委員長 長田委員。

○長田共永委員 ありがとうございます。

そうした中で、北部医療圏ということで考えていただけるっていうのは、非常にありがたいことで、今の例えば東栄町の例の話をお聞きしたんですが、穂の香にも該当するっていうことですかね。穂の香学園にもそういった支度金等、云々っていうのは。それだけ確認させてください。

○山崎祐一委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 穂の香看護専門学校にお通いになれる方も東栄町さんへ申請されれば、それが対象になります。

○長田共永委員 ありがとうございます。結構です。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、お伺いしたいと思います。この看護師の修学資金貸与の条例の改正の話なんですけど、この中で基本的な質疑になるんですが、市内医療機関を制約医療機関に改めというふうにあるんですが、それぞれどういう内容の医療機関の意味合いというふうなのか、伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 今回の条例改正の趣旨は、修学生が成約した医療機関に万が一、何らかの理由で採用されなかった場合でも、ほかの市内の医療機関にお勤めいただければ免除できるような、そうした充実を図ろうということでありましたが、その中で市内医療機関というものの定めが現行の条例ですと、第10条におきまして、誓約した市内の医療機関の意味でして、10条から13条においては、市内医療機関イコール今回の条例改正で言う制約医療機関という意味合いの条例をつくっておりました。

ただ、今回ほかの市内医療機関にというものを設けるに当たりまして、わかりにくくな

るため、用語の整理をいたしまして、本来の制約した医療機関というものを制約医療機関というふうに言い改めるとい形になりました。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第181号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第181号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第182号議案 新城市立学校設置条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第182号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第182号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第183号議案 新城市つくで交流館の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 条例の2条、設置というところ、設置目的だと思うんですけど、市民の交流及び地域活動を推進し、ということですけども、この施設については、作手の村の時代からの基金と言いましょうか、積立金を1億3,000万円ほどというような準備もあって、作手地区の地域活動等に主に力を入れたいという、そういう意味合いの施設、目的もあると思うんですけど、このいわゆる作手地区の地域活動の施設という意味合いがこの施設には強いのか、それとも市民全体の交流施設と言うか、作手地区のというところがどの程度の目的とするような施設なのかというところを確認したい。

後で出てきます、いわゆる特別の事由がある場合の減免規定であったりという、そういったところにも恐らく関係してくるのかなという気もしますが、そのあたりを確認します。

○山崎祐一委員長 長谷川スポーツ共育課参事。

○長谷川泰史スポーツ共育課参事 この条例案第2条で、市民の交流及び地域活動というふううたっておりますけれども、基本、市が設置をいたします公の施設でありますので、施設を利用できる対象としているのは、市民全体を指しております。

なおかつ、またこれまでありました作手地区の開発センターの代がえ施設でもありますので、作手地域の地域活動というのもここで強調して挙げさせていただいたところであります。

運営につきまして、作手地区の方々がどのように使われていくかというところで、その

利用促進も兼ねまして、減免規定についてもその辺のあたりをしんしゃくした規定を制定していきたいと今、考えております。

○山崎祐一委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 もう1つで、別の10条ですか、図書資料の閲覧等というところで、従来、図書館があつたらいいなということで、地区の要望と言いましょうか、そういった目的もあつたのかなと思いますけども、今回はこのいわゆる図書館という意味ではなくて、交流館の中の図書コーナーがありますよという、そういう位置づけなんですか。このつくで交流館は。

○山崎祐一委員長 長谷川スポーツ共育課参事。

○長谷川泰史スポーツ共育課参事 そのとおりでございます。これまで地域のほうで検討されて設置の要望がありました図書館は、図書館機能と言うか、本が置いてあって、そこから借りてくる施設として、図書館という表現をされておりましたけれども、今回できる図書室は、館という規模と言うか、程度が違うという扱いで、図書室というふうに名前を挙げさせていただいておりますけども、その点については地元の方も特にこだわりはないと言うか、そういった本が借りられて、そこで本が見れるという施設になるということで御理解はいただいております。

○山崎祐一委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 貸し借りについても、いわゆるこの施設の管理者が図書についてもすべてやっていくということですかね。

○山崎祐一委員長 長谷川スポーツ共育課参事。

○長谷川泰史スポーツ共育課参事 図書の貸し出し方法といたしましては、新城図書館と同じように、新城図書館で発行しておりますカードと同じ物で作手の図書室においても本を借りる。それから本の予約をすとか、新城図書館にある本を作手の図書室で借り受け

るといったような図書の貸し借りと言いますか、行ったり来たりできるようなシステムになっております。そのため新城図書館に入っております図書システムという貸し出し等、使うシステム、同様のシステムを使いまして、図書の貸し出し等を行う予定であります。

○山崎祐一委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 また別の質疑ですけど、これは手数料条例の一部改正というふうになるのかなということなんですけど、後ろの手数料ですね、この使用時間であったり、1つは使用時間の時間区分というものが市のほかの施設等と微妙に違っていたりという、午前中、それから今回は12時半とかという時間設定がありますけども、その辺の時間区割り、区分と言いましょか、この辺は地域の議論の中でこう決まっていたと言うのか、どういうことでこうなったのかということですけど。

○山崎祐一委員長 長谷川スポーツ共育課参事。

○長谷川泰史スポーツ共育課参事 使用の時間帯の区分でありますけれども、現在、教育委員会で所管をしております西部公民館、青年の家は、同じ時間の使用料区分です。

それから、中央集会所、海老構造改善センター、玖老勢コミュニティプラザ等については、また独自の時間設定がありますけれども、教育委員会が直接管理しております施設については、同じ時間で区分をしております。

○山崎祐一委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 としますと、時間もそうですけど、この使用料の値段、時間単価と言うか、そういったものはほかの施設と比較して同等、整合性が取れてるということですか。その点はどうでしょうか。

○山崎祐一委員長 長谷川スポーツ共育課参事。

○長谷川泰史スポーツ共育課参事 この施設の使用料、部屋ごとの使用料につきましては、財政課から提示をされております施設の適正

施設使用料をもとにしております。集会施設については1時間当たり7円、1平米当たり7円。それから集会施設については1平米当たり10円、1時間10円、それからホールについては1平米当たり1時間7円という基準に基づいて算定をしておりますので、他施設と整合性が取れている料金設定と思っております。

○山崎祐一委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 もう1つ、管理の問題で、ホールについては、今回、音響、照明と、かなり立派なものが入るのではないかなと思うんですけども、使う利用者がこれは利用するとき、使用者が操作できるのか、使えるものなのか。それとも管理者がいなくてはならないようなものなのか。その辺はどっち。

○山崎祐一委員長 長谷川スポーツ共育課参事。

○長谷川泰史スポーツ共育課参事 使用者が使われる場合にお支払いいただく料金となっております。

音響設備や照明につきましては、文化会館のような、細かな操作の必要なものではなく、なるべく簡単に操作ができる設備を導入いたしますので、利用者が操作等できる装置となっております。

利用される方々は、例えば山村ホールでちょっとコンサートみたいな形で細かな調整が必要なときについては、利用者の方のほうで機材持ち込み等はしていただいて利用していただくというような予定であります。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第183号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第183号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第184号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第184号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第184号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第185号議案 新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

小野田副委員長。

○小野田直美副委員長 このあすなろ教室がですね、実験実習室を占有するという事なんですが、あすなろの運営ですね、そちらのほうでももちろん変更があったからだと思うんですが、変更理由を教えてくださいたいと思います。

○山崎祐一委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 あすなろ教室ですが、本年度からスタッフも、それから内容も大きく変更をしております。スタッフの人数自体は変わっているわけではないんですけども、全員、教員免許を持っている者、そして内容的には、今までは主にあすなろの居場所、あすなろに来る子供たちにとっての居場所になるような形にしていたんですが、よりもっと積極的に不登校を減らそうということで、学校につないでいくというような、そういったような動きになっております。

したがって、日課につきましても、午前中学習を行う。そして午後から体育等、運動を行うといったような日課になってまいりました。

子供たちがそういったような学習を行うこと等につきましてですね、持ち物あるいは教材等をですね、きちんと保管をしておかないと、ほかの方々が入ってきたりして紛失してしまったとか、そういったようなことがあっては困りますので、そういった意味もありまして、占有をさせていただけるとありがたいなということを思いました。

また、その実習室につきましては、前年度の実績を考えてもほとんど利用はなかったというふう聞いております。

以上でございます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第185号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第185号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第186号議案 新城市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第186号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第186号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時02分

○山崎祐一委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

愛知保育団体連絡協議会会長、本田たみ代氏から提出されました「国に対して保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

本日は、参考人として、本田たみ代氏の出席を得ております。

この際、委員長から一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、お忙しい中、厚生文教委員会の陳情審査に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

委員会を代表して、心からお礼を申し上げます。忌憚のない意見をお述べくださるようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

参考人から、陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質問にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

どうぞ、座ったまま、結構です。

○本田たみ代氏 愛知保育団体連絡協議会会長をしております本田と言います。よろしくお願いいたします。

今回は、今お話しいたきましたように、新城市議会より国に対して、保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書というのをぜひ提出お願いしたいと思って伺いました。

まず、この理由のところにも書いてありますように、今、待機児の増加と保育士不足っていうのがすごく社会問題として大きく、取り上げられております。

そして、保育士不足っていうのも本当に深刻です。

特に、その中では非常勤保育士の欠員や常勤化して、保育士の労働はますます過密化し、施設運営いよいよ困難にしているということもあって、やはり正規保育士の確保っていうのも厳しくなってきました。

そういう中で、やはりいろいろと賃金が低いとか残業が多いとか、そういうふうなイメージっていうのはかなり今、強調されているかなというふうに思っています。

そういう中で、いろいろと各テレビ等にも報道はされていますけれども、やはり勤務そのものが入ったらもうすぐ保育、終わったらもうそのまま帰るというような、だからいろいろな事務やいろんなことについても、やは

り持ち帰りをする仕事も多いっていうことでもありますし、賃金平均しても、やはりほかの月給というのがほかの産業平均よりもやはり9万円ぐらい低いんだっていうところも結構言われていますので、なかなか今年度の採用のときでもやはりどれだけ残業があるんですかとか、そういうようなことも学生さんのほうからも質問されることもよくあります。

いろいろと昨年度は、より保育の、子ども・子育て新制度というのがなりましたので、そういう中では多様な保育施設やね、それからいろんな公定価格っていう新たな制度の中でも、やはり例えば幼稚園とのいろんな体制を比較しても、やはり保育園というのほぼ300日ぐらい開所し、幼稚園だと200日とか、それから開園時間も月に120時間ぐらいだったりすると、保育士はやはりその倍の275時間ぐらいだというような、やはり長い時間の中で仕事をしているというのが状況です。

あと、体制なんかでもそうですけれど、保育士資格っていうのも国家資格になりましたので、そういう役割もね、ますます大きくなってきています。

そういう中で、地域のいろんな子育てのね、ことに対しても、育児不安の増加やいろいろ個別支援のね、必要な子供もふえております。

そういう中で、ますますこう役割も大きくなってきてるということで、今もう1つ配置基準のところなんですけれども、やはりそういう状況の中で、個別のいろいろ働きかけもね、とても必要になってきています。

しかし、今、配置基準というのがなかなか1948年に定められてからほとんど改定されていなくて、0歳児が本当に6対1が3対1になったぐらいで、あとはもう加配補助という形でされています。

今はだから0歳児は3対1、1歳児は、まだ国の基準としては4対1、3歳児は20対1、4、5歳については30対1っていうふうになっています。県の補助もありますので、新城

なんかの場合でも、1歳児は5対1という形でされていると思うんですけども、国そのものはまだ6対1っていうふうな状況ですし、3歳児についても加算、3歳児加算という形になりましたので、質に応じては15対1でもやってもいいっていうことになっていますけれども、基本的なところはまだ20対1だということもありますし、4、5歳、30対1を本当に11時間のね、開所時間、また12時間、13時間という形で利用してるお母さんたちからすると、やはり現場に着いても、やはりそれでは世界的基準から見ても、子供たちがね、豊かに育つというところではかなり厳しい状況があるっていうことありまして、やはりいろいろとここに、最後に書かせていただいたように、本当に幼い子供たちの命や安全を守れるかっていうことと、安心して子供を預けられるのかっていうことでは、疑問だということ、保育士が働き続けるためには、処遇の抜本的改善こそが最も確かな道だというふうに考えておりますので、ぜひ意見書を、提出いただければというふうに思っております。

以上で、趣旨説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○山崎祐一委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明・意見が終わりました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。

また、委員に対しては、質疑をすることができませんので、あらかじめお願いいたします。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 この陳情書の説明ありがとうございました。

私自身は、本当に今の陳情書の内容の深刻な現状というのは、すごく理解をできます。

私自身もブログと言うかね、この「保育園

落ちた日本死ね!!!」という題のね、ブログのニュースを見たとき、本当に私もびっくりして、本当に深刻の度合いをこう表現したものなんじゃないかなというふうに率直に思っております。

そういう中でですね、やはりこども園の発表会とかも先日行ったんですけど、非常に先生方とか少ない中でも、子供たちの服だとか催し物とか、そういったのをすごくつくって、いろんな仕事が、業務がすごく現場はあるんじゃないかなって。

そういう中で、先生の数が足りないという状況で、非常にこのアンバランスさっていうのが今あるのかなというふうに思うんですが、やはりそういったこの事務量もふえてる。

また、子供を見なくちゃならん。生命、安全を守らなきゃいけないっていう、そういう大事な仕事はある。

また、家に帰ってもあるというふうなことで、ちょっとそこら辺の今の現場のですね、保育士さんの状況をまたちょっと具体的にわかったら教えてほしいのと、今後やっぱり若い保育士さんが現場に入ってもこう、やめてっちゃうっていう話をよく聞くんですけど、そういった状況というのは、どういった理由でやめていっちゃうのかなっていうのがわかったら教えてほしいと思います。

○山崎祐一委員長 本田参考人。

○本田たみ代氏 やはり今そういう事務作業っていうのが、やはり仕事、現場に入った以外のやはり余分な、余分と言うんでしょうか、そういう事務作業の時間がなかなか配置基準との関係で取れないっていうのが状況ですので、それは当たり前のようにやってきたんですけど、やはり今の保育時間がさらに長くなったことによって、それに対する延長保育やさまざまなそれに対するこの配置っていうのが正規で配置されるのではなくって、やはり短時間パートさんたちに助けられて、開園時間が守られてるっていうこともありますので、

なかなかそこから正規保育士が抜いて、今から事務してくるねなんていうことがなかなかできないっていうのがさらに前もって深刻化してきてるのではないかというふうに思っています。

そういう中で、新たな子ども・子育て新制度の中でも、保育士のそういう実務に対するICT化っていうのを、やっぱり導入し、対応し、少しでも事務が軽減できるようになっていくことで、そういう今、制度も取り入れられていますので、それを実効あるものにしていくことによって、少しでも軽減できるというふうには思っていますし、若い方たちがやっぱり働き続けるっていったときに、どうしても開園時間が長い。休日への要望もあるっていう中で、じゃあ自分自身が働き続けるときに、それに対応できる生活の見通しが持てるんだろうか。やっぱり核家族の中で、自分のじゃあ子供はどこに預けるんだろうかっていうところとか、企業に働きながら子育てしていくっていうところが今のお母さんたちもいろいろとサポートがなかったりすると、もうちょっとこう、いっぱいいっぱいになって、もう本当にリフレッシュに預けたい、今お家のお母さんたちもそうですし、働いてるお母さんたちだってやはりいっぱいいっぱいの中で、生活を回すってとても大変だっていう中で、若い保育士もその中に自分がこう、いかに対応できるだけの自分があるかどうかっていうところでは、常に自分もお母さんたちに優しい言葉をかけて応援をして支えてるつもりでも、じゃあ自分がそのことが本当にできるかどうかっていうのは、今の若い保育士さんたちも悩んでいますし、先ほどのお願いしているように、配置基準や賃金のところでもかなり厳しいっていうこともあって、そこが少しでも改善できることによって、少し余裕が持て、仕事にもやりがいはすごく皆さん持ってはいるんですけど、そこへの負担感をどういう形で減らすのかなっていうのが、

この陳情の趣旨にもなってくる内容になっております。

以上です。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 やっぱり配置基準をもっと多くしてほしいよということと、あとは賃金をね、働いてもずっとこう生活、自分の暮らしや家族も養っていけるような賃金もアップをしてほしいよということだと、切実なね、要望だと思います。

その中で、ちょっと1点お聞きしたいんですけど、事務が少しでも軽減できればいいというふうな状況で、ICT化っていうキーワードが出たんですが、これって具体的にどんなイメージって言うか、どういうものなんでしょうか。伺いたい。

○山崎祐一委員長 本田参考人。

○本田たみ代氏 私たちも今から取り入れていくので余りイメージがないんですけど、結構、子供たちの出席簿とか、いろんな親たちのいろんな児童記録表等の管理について、結構そういう細々とした事務作業、それからあと月案や、それからいろんな個別計画についても、もう少し今だと私はちょっとどうなのかと思う、NTTのくまちゃんが出てきて、おはようとか言って、くまちゃんにごあいさつするようなNTTがやってるのがあるんですけど、そういうふうに出欠簿、あれがどうかはちょっと横に置いていっても、そういう形でいろんなもうちょっと合理化、効率化を何かの形でもうちょっとそういうものをうまく使うことによって、お母さんたちが延長保育料やなんか月単位でね、やってみえれば、そんなに大したことではないのかもしれないんですけども、いろいろとそういうチェックするっていう機能についてや、そんなところがもう少しそういうソフトを使うとか、何かそういうことが今、言われてるようなので、それでどこまでね、合理化できるかって、効率化できるかっていうところは、ちょっとよ

くわからないんですけど、新制度の中でも、やはりここに対する改善の項目を挙げられていて、それに対しての予算も今つけられようと、つけているのかな、そういうところでの国の動きもありますので、やはり少しでも今までは個別の努力で何とか乗り切ってきたことを少しそういう形で合理的することによって、もっと違ったところにエネルギーが割けるようなことへの効率化を国としても今のこの新制度の中で出されてるっていうのが状況です。まだ私たちもそのことをどこまで取り込んで合理化してるかっていうところになりますと、まだまだなので、だけどもう少しそんなふうになったらもうちょっと煩雑さの事務が効率化できるかなというふうには思っていますので、やはり今のこの時代の中で、やれるところをやりながら、人として大事なかわりの中は、十分時間をとっていきたいというふうに思うと、もう少しそういうのも考えていく必要はあるなと思っていましたので、少し検討して、制度をうまく取り入れながら改善していければなというふうに思っているところです。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 本日は、ありがとうございます。

1点だけ、最後の説明の繰り返しをしてもらうかもしれませんが、要は待機児童の増加と保育士不足っていうのは、地域によっても違うし、でも日本の現状では一番の問題だと言われてますよね。

そうした中で、やはり保育士の賃金アップと配置基準の改善というのが、これがそれを解決するには一応一番だという思いで、こういう意見書を国に提出するほうがいいっていう御意見でしょうかね。その点だけお願いします。

○山崎祐一委員長 本田参考人に申し上げます

す。かたいことを言うようですけれども、挙手をして委員長の許可を得てから発言願うようにお願いいたします。

本田参考人。

○**本田たみ代氏** やはりそもそもの保育制度、保育体制がやはり不十分なところに今のしわ寄せが来てるというのは、私たちの大きな課題だなというふうに思っています。

本当に1歳児でも6人の子を1人で見るというのは、もう本当に不可能ですし、やはり各自治体、各園の努力で、午前中は短時間のパートさんをつけるなり、いろいろ散歩に出かけるなり、いろんな形での保育工夫が今の厳しい現状の中でもそれぞれの自治体や各園の努力で具体的には進められています。

そういうことから考えましても、ぜひそういう配置基準っていうのが少し見直されることによって、保育にも余裕が出てきますし、子供たちや親たちのいろんな問題についても、職員間が正規がふえることによって、やはり丁寧に見ていけることで、今のさまざまな課題に対しても対応できるっていうところでは、基本的なやはり配置基準というのは、加配とか、そういうただの補助金とか、そういうレベルではなく、根本的な解決問題だというふうに思っていますし、やはり幾ら生きがいを持ってやっても、賃金がなかなかスタートが14万円だ、15万円だでは、ひとり暮らしもできない。だから同じ地域の中でもそこで働きたいなと思っても、そこでひとり暮らしで、その賃金でまずそこで生活できるだろうかとその方が思われると、やっぱりその地域は避けて通るっていうことになってしまいますので、少しでもひとり暮らしができる程度の自分がやりたいなと思う地域で働けるっていうことで考えますと、やはり賃金そのものも、スタートも低いですし、なかなか上がっていかないっていうこともありますので、基本的賃金も含めて、ぜひそれが根本的なまずは保育士不足やいろんな配置基準、待機児を

少しでもなくしていくことでも、なかなか厳しい状況ではありますけれども、さまざま今、制度が変わってきていますので、ですがそこが子供の命を守っていくっていう意味でも、とても大事なことだなというふうに思っていますので、ぜひお願いできればというふうに思っております。

以上です。

○**山崎祐一委員長** 長田委員。

○**長田共永委員** ありがとうございます。

本当にですね、大変な御職業だと思って、感心させていただいているのですが、今の現状においての公立と私立の保育士さんの賃金格差でも相当ありますよね。実際においては、そうした部分でですね、一遍に同レベルとかですね、そこに引き上げろという国の補助金等でっていう意味で言われているのか、各ベースはこれぐらいにしてくださいっていうふうに、これは意見書で言ってほしいのか、そこら辺がもうもともとと公立と私立の賃金格差等はあると思うんで、そこら辺はどういったお考えでおみえになるのかなと思って。

○**山崎祐一委員長** 本田参考人。

○**本田たみ代氏** まず、今、新制度になって公定価格って言うのが、制度そのものが公定価格になり、いろいろと配置基準においても、いろいろ加配、加算、加算っていう形の補助金で全体像が決まっています。

ですが、そのベースの基準となる算定額をやはり上げない限りは、各自治体が私立であろうと公立であろうと一般財源化されていますので、なかなかどこまでそれを自治体の賃金として相対的に自治体職員からしますと、全体の人勸との関係で見られるので、何とも言えませんが、基本的には今の子ども・子育て新制度における公定価格をやはり少しでも上げていただいて、基本、保育士の賃金が保障できるだけの制度にさせていただくことによって、全体的には上がるだろうというふうに思っていますので、そういう意味

で言いますと、やはり基本的な賃金アップのためには、そういう基本となる公定価格の見直しも含めて、賃金が上げられるだけの補助金のアップをお願いできればというふうに思っているところです。

なので、公民ある程度、差はあるのは、各自治体の状況ですので、また公立がどれだけあるかによっても支援の負担が大きくなっていますので、なかなか今、公立のほうは逆に正職の先生たちが少なくなっている分、負担も、賃金はアップしてる、それなりの水準はあるかもしれませんが、やっぱり正規職員が随分カットされているというふうに思っていて、今の、地方公務員の削減等で結構、正規の職員の配置が減らされてるということを伺っておりますので、そういう意味で言うと、全体的にはどちらにしても先ほどの公定価格とあわせたとこで、と配置基準との関係がどうしてもセットになってくるかなというふうに思っております。

以上です。

○山崎祐一委員長 よろしいでしょうか。

小野田副委員長。

○小野田直美副委員長 きょうはありがとうございます。

配置基準を見直すということは、今後また保育士が今、不足だと言われていた状態の中で、ふやしていかなければならない。そうすると、やはり賃金というものがネックって言ったら変ですけど、これを上げていくことによって保育士になりたいという人たちがふやしていくというような、そういうことと受け取ってよろしいですかね。やはり賃金を上げていくってことが一番ある意味大切なのかなというところがキーになるかなというふうに思ってるんですが、いかがでしょう。

○山崎祐一委員長 本田参考人。

○本田たみ代氏 基本は、スタートラインでまず賃金を上げてほしいというのが、例えば短大卒、1年目の方がかなり低い状況にあ

ります。ぜひそれは各自治体やももとの制度のときにもかなり低かったってということもありますので、一気に上がるっていうことはなかなか厳しい状況はあるかなというふうに思いますけれども、やはり今のこの実態と合わせると、やはり賃金をぜひ上げていただくことによって、やはりまず仕事を選ぶか選ばないかは、賃金をまず幾らですかってところから始まりますので、賃金アップはぜひお願いしたいというふうに思っているところです。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は、まことにありがとうございました。しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時21分

○山崎祐一委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 私は、「国に対して保育士の賃金と配置基準の改善を求める意見書」の提出を求める陳情書に対し、趣旨採択とする立場で討論をさせていただきます。

もちろん次の時代を担う子供たちの健全育成は、今を生きる大人すべてが願うところであり、子供たちのため、陳情趣旨も十分理解するものであります。

そうした中、現状、保育園の制度においては、各自治体、公立、私立とさまざまな形態が混在し、託児する場という意味では、幼稚園も含まれ、一概に賃金と配置基準を一くく

りに考えるわけにはいきません。

また、政府においては、日本一億総括約プランにおいて、保育士の給与を2017年に引き上げる措置を盛り込み、このほかにも待機児童対策、そして保育士の労働環境改善に向け、さまざまな施策を講じようとしています。

こうした現状を鑑み、国に対し、意見書を提出するのではなく、国の施策の効果を見きわめながら、本市においては、新城版こども園制度を踏まえ、保育士の賃金と配置基準を考慮することがこのまちの子供たちにとって肝要であると考え、本陳情に対する趣旨採択の討論といたします。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、本陳情書の採択の立場で討論をさせていただきます。

本陳情書の趣旨は、保育士不足を解消するために、保育士等が働き続けることができるよう、賃金と配置基準を改善すること。この要望を国に求めるという内容になってございます。

先ほどの参考人の話を聞きまして、またこの理由にも書かれておりますが、大変、保育士の現状、深刻でございます。

業務もふえている中で、子供たちの命や安全も日々守っていかないといけないということで、大変重労働であり、また繊細な仕事が求められているという特殊な仕事になると思っています。

また、その中で賃金が月15万円で家庭も持てない、また生活ができないという若者が置かれている状況があります。

さらに、人材不足ということで、持ち出しの仕事もふえるということで、悪循環に陥っているという状況だと思います。

これは保育士だけではなく、介護の仕事もそうですし、看護師の仕事もそうだと思います。

すが、とりわけ今、日本や新城市もそうですが、人口減少の段階に入っておりまして、やはり子供たちの環境をよくするという事は、喫緊の課題でありまして、これは自治体だけでは充実されることは、やはり難しい、限度があると思いますので、やはりスウェーデンのようにですね、無償化や国が加配をして子供たちを育てていくということが求められておりますので、やはり日本の国がこういった加配、また公定価格の保障額を上げていくということは国の責任でやるべきだという思いはよくわかりますので、採択をすることをお願いいたしまして、討論といたします。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

趣旨採択と採択の両論の討論がありましたので、起立により採決いたします。

初めに、本陳情を趣旨採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山崎祐一委員長 起立多数と認めます。よって本陳情は、趣旨採択すべきものと決定しました。

次に、新城市教員組合執行委員長、手賀慎氏から提出されました定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書を議題とします。

説明者として手賀氏が来られませんので、これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、本陳情は定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書になっております。

この陳情内容について、採択の立場で討論をさせていただきます。

陳情事項は2つありまして、1点目は、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。

2つ目には、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することと書かれております。

こちらの内容は、やはり学校現場で先ほどの保育園の状況ともダブるところはありますが、子供たちの健全な育成をしていく中で、先生の多忙化が叫ばれております。

例えば、ブラック部活と言われるようなものとか、非常に先生の仕事量以外のこともふえております。

そういった中で、やはり先生の人数をふやすためにも、少人数学級で先生の数をふやして、子供たちの気づきや成長を指導できるという教育環境が今、急務だと思います。

そうした中でも、国に対して、しっかりやってほしいということを自治体から声を挙げるといことは大事だと思います。

また、義務教育に対する国への国庫負担金のほうも年々この間の経過を見ますと、減らしてきているという状況がありますので、やはりそれも2分の1に復元することということで、内容のほうは理解できますので、採択としての討論をさせていただきます。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 私は、この国に対して、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書に対して、趣旨採択の立場で討論いたします。

現在の学校状況、学校の教育、それから先生の働く状況を見ますと、この特に夜間遅くまで仕事をしているというような状況が見えます。非常に1人の先生の事務量も多くなっていると思います。

しかしながら、この特に学校の教育の中身

もそうですけども、事務量のことについては、大きくなっていることは理解することでありまして、ただ現状の先生、いわゆる教育の本業といたします先生方がそういったいわゆる事務と言うんでしょうか、そういったものも含めて、引き受けて頑張ってみえるという状況は、これは何とか改善していかなければならないかなと思っておりますけども、この少人数学級、そういった定数改善計画、先生をふやしてということもありますけども、やはり学校教育の現場の体制を、また先生を手助けするような職員のほうを検討していくという、そういった方法もあろうかと私は思っています。

ですので、もう現状、先生の定数を、これもふやすというものではなくて、いわゆる学校の教育環境を充実させていくと言うか、手助けしていくということに力を入れていかななくてはいけないと私は思っております。

ですので、この陳情書にありますような先生の数をふやしてということに関しては、現状の状況を即解決するという目的としては、ちょっとそれが直接的な解決ではないのかなと思っております。

ですので、もう少し総合的な観点から教育の環境を改良していくということが必要だと思っております。

ですので、今回の陳情については、趣旨は納得できるということで、趣旨採択ということにいたしたいと思っております。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

これより採決します。

趣旨採択と採択の両論の討論がありましたので、起立により採決いたします。

初めに、本陳情を趣旨採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山崎祐一委員長 起立多数と認めます。よって本陳情は、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託及び送付されました案件の審査は、すべて終了しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時44分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 山崎祐一